

第 1 号議案

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

平成31年 2 月 25 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

損害賠償請求に相手方が応じないため、損害賠償請求事件に関する訴えを提起するものであります。

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

1 訴えの相手方

東京都新宿区改代町26-1

ビックス株式会社

代表取締役 吉松慎二

2 事件の内容

市は、相手方と平成30年度「ごみ・資源物の出し方カレンダー」全戸配布業務委託契約を締結したが、契約期間内にその配布が完了せず、市内全域にわたり多数の配布漏れが発生した。この事態の收拾に当たり市が負担した費用について、市は、相手方に損害賠償請求を行ったが、相手方がこれに応じなかったため訴えを提起するものである。

3 請求の趣旨

次の判決及び仮執行宣言を求める。

- (1) 相手方は、市に対し、金5,711,661円及びこれに対する訴状到達日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人とする。
- (2) 相手方の対応によっては和解を行う。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴を行う。